

◇大阪市市税条例の一部を改正する条例

- 1 個人の市民税について、特定親族に係る所得控除に関し必要な事項を定め、寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲等を改めることにしました。
- 2 大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に係る申告手続の特例を定めることにしました。
- 3 市たばこ税に係る課税標準の特例措置を講じることにしました。
- 4 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 5 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 6 この条例は、公布の日（令和7年5月29日）から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和8年1月1日、令和8年4月1日又は市長が定める日から施行することにしました。

（財政局税務部管理課）